

千歳市児童館・学童クラブ運営業務委託について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和5年7月7日

千歳市長 横 田 隆 一

1 契約担当部局

〒066-0028 千歳市花園4丁目3番1号

千歳市こども福祉部子育て総合支援センター児童支援係

電 話：0123-22-7888

FAX：0123-40-1717

e-mail: kosodatesogoshien@city.chitose.lg.jp

2 業務の概要

(1) 業務名

千歳市児童館・学童クラブ運営業務委託

(2) 業務内容

別紙「千歳市児童館・学童クラブ運営業務委託仕様書」のとおり

※ 当該仕様書は、本プロポーザルの実施に当たり、市の考え方をまとめたものであり、市と受託候補者が協議の上、企画提案時に示された見積金額を上限として、必要な変更ができるものとする。

※ 契約締結日から令和6年3月31日までを受託者の準備期間とし、業務の引継ぎや指導員等の確保、指導員等への研修、事務所設置等の運営体制の確立などを行うものとする。
なお、これらの受託準備に要する費用は、受託者の負担とする。

(3) 事業の実施場所

千歳市が設置する児童館10館・学童クラブ18施設、別表1「千歳市児童館・学童クラブ一覧」のとおりとする。

(4) 履行期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

3 参加資格要件

令和4年度以降に児童福祉事業の運営実績がある民間事業者で、法人格を有し（社会福祉法人、学校法人、NPO法人、株式会社等）、次の要件の全てを満たしていること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、千歳市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成14年12月18日千歳市長決裁）に基づく指名停止を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 千歳市暴力団排除条例（平成26年千歳市条例第1号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。

(5)北海道内に事業所又は事務所を有している者であること。

(6)国税、市町村税（特別区にあっては都税）並びに消費税及び地方消費税に滞納がない者であること。

4 実施要領等の交付期間及び方法

千歳市児童館・学童クラブ運營業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領及び様式等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

(1) 交付期間

令和5年7月7日（金）から令和5年7月28日（金）まで

(2) 交付方法

1の場所で交付するほか、次のアドレスのホームページからのダウンロードにより交付する。

千歳市ホームページURL <https://www.city.chitose.lg.jp/>

ホーム→ 事業者向け → 入札・契約情報 → 募集（プロポーザル）

5 参加手続等

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限 令和5年7月28日（金）午後5時

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参によること（郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない）。

エ 提出書類作成時の留意事項

参加表明書等については返却しない。また、本プロポーザルの参加に要する一切の費用は応募者の負担とする。

(2) 参加資格要件の確認等

3に定める参加資格要件の確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

(3) 企画提案書の提出

(2)で企画提案書の提出を依頼された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

ア 提出期限 令和5年8月21日（月）午後5時

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参によること（郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない）。

6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

7 受託候補者の特定

千歳市児童館・学童クラブ運営業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要綱に基づき設置する審査委員会において、実施要領等で定めた審査方法及び評価基準により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受託候補者として特定する。

8 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

受託候補者と当該業務について協議を行い、必要がある場合は、企画提案時に示された見積金額を上限として、当該仕様書等の内容を変更するものとし、決定した仕様書等に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約保証金

千歳市契約規則（昭和39年千歳市規則第27号）第27条各号の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否

要する。

9 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。
- (3) 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された書類は、返還しない。
- (5) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するが、本該業務に伴い生じた著作権等の権利及び物件があるときは、市に帰属すること。
- (6) 市は、プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができること。
- (7) 提出された企画提案書は、千歳市情報公開条例（平成5年千歳市条例第14号）の規定により、個人情報、法人情報等で非公開とされる情報を除き、情報公開の対象となること。
- (8) 詳細は、実施要領等による。

別表1 千歳市児童館・学童クラブ一覧

学童クラブ名	定員	小学校区	所在地・電話番号	児童館名	小学校区
① ふれあい学童クラブ	45	日の出	青葉5丁目8-8 ☎&FAX24-3163	① ひので児童館	日の出
② 信濃学童クラブ	40	信濃	富士2丁目3-4 ☎&FAX22-2977	② しなの児童館	信濃
③ すこやか学童クラブ	40	桜木	北斗5丁目6-10 ☎&FAX42-3743	③ ほくおう児童館	桜木
④ 祝梅学童クラブ	50	祝梅	弥生2丁目7-4 ☎&FAX27-3126	④ しゅくばい児童館	祝梅
⑤ 清流学童クラブ	55	千歳第二	清流2丁目4-2 ☎&FAX22-2560	⑤ せいりゅう児童館	千歳第二
⑥ ひまわり学童クラブ	40	泉沢	柏陽2丁目2-1 ☎&FAX28-6110	⑥ いずみさわ児童館	泉沢 向陽台
⑦ ちとせっこ学童クラブ ※子育て支援センター併設	55	末広	花園4丁目3-1 ちとせっこセンター内 ☎&FAX42-5551	⑦ ちとせっこ児童館 ※子育て支援センター併設	末広 高台
⑧ にじいろ学童クラブ	65	北陽	勇舞3丁目4-1 ☎40-3003	⑧ ほくよう児童館 ☎&FAX26-6789	北陽
⑨ 希望が丘学童クラブ ※子育て支援センター併設	50	北栄	新富1丁目2-14 けんさくセンター内 ☎&FAX26-2060	⑨ 希望が丘児童館 ※子育て支援センター併設	北栄 千歳
⑩ きらきら学童クラブ	50	みどり台	みどり台北5丁目3-11 ☎25-6894	⑩ みどり台児童館 ☎ 25-6891 FAX 25-6892	みどり台
⑪ ぴかぴか学童クラブ	50	みどり台	みどり台北5丁目3-11 ☎25-6893		
⑫ 青空学童クラブ	50	千歳	本町3丁目4-1 千歳小内 ☎&FAX22-6863		
⑬ 向陽台小学童クラブ	45	向陽台	若草5丁目1 向陽台小内 ☎090-2072-0646		
⑭ あすなろ学童クラブ	40	高台	末広8丁目6-5 末広会館内 ☎090-8273-4832		
⑮ たいよう学童クラブ	55	北陽	北陽3丁目5-15北陽小隣接地 ☎&FAX49-2212		
⑯ にこにこ学童クラブ	55	北陽	北陽3丁目5-15北陽小隣接地 ☎49-2213		
⑰ みどりっこ学童クラブ	55	緑	大和4丁目1-14指宿公園向い ☎&FAX49-7087		
⑱ よつば学童クラブ	55	緑	大和4丁目1-14指宿公園向い ☎&FAX49-7088		
合 計	895				